

鹿児島観光コンベンション協会鹿児島市公式観光サイト情報掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿児島観光コンベンション協会（以下「管理者」という。）が運用する鹿児島市公式観光サイト（以下「本WEBサイト」という。）に掲載する情報について、円滑かつ適正な運用を図るために必要な事項を定めるものです。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、管理者がインターネット上で提供する本WEBサイトにかかわる一切の關係に適用します。

2 この要綱は、管理者が指定する手続きに基づき、情報の掲載を希望する者が管理者へ情報掲載を申し込んだ時から適用します。

(情報掲載者の資格)

第3条 情報掲載者は、管理者の賛助会員であり、鹿児島県内に事業所または店舗を有する者としてします。ただし、鹿児島市の観光振興のため管理者が特に認めた場合はこの限りではありません。

(掲載基準等)

第4条 本WEBサイトへの情報の掲載を希望する者は、この要綱を承諾の上、必要事項（以下「申込情報」という。）を事前に管理者と調整の上、基本的には管理者の所定申込用紙に記入し申し込みます。

2 管理者は、情報掲載の申し込みを受けた場合は、内容等を審査し、問題がないと判断した場合は本WEBサイトに掲載するものとします。

3 本WEBサイト内の観光スポットや体験、グルメ・カフェ、お土産、宿泊に掲載する情報は、情報掲載者の事業が次の各号に掲げるジャンルおよび条件に該当する場合に限り掲載します。ただし、鹿児島市の観光振興のため管理者が特に認めた場合はこの限りではありません。

(1) 観光スポットや体験、グルメ・カフェ、お土産、宿泊のいずれかのジャンルに該当すること

(2) ジャンル内のカテゴリ（本WEBサイト内に記載）のいずれかの項目に該当すること

(3) 鹿児島でしか体験できないコンテンツであること

例) 黒豚料理を提供している飲食店、錦江湾から桜島を眺めるカヤック体験 等

4 本WEBサイト内のイベントに掲載する情報は、情報掲載者の事業が次の各号に掲げる条件に該当する場合に限り掲載します。ただし、鹿児島市の観光振興のため管理者が特別に認めた場合はこの限りではありません。

(1) 鹿児島市内で開催されるイベントであること

(2) 100名以上の観光客が参加可能な規模のイベントであること

(3) 鹿児島の観光振興に資するイベントであること

5 情報掲載者が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合、管理者は本 WEB サイトに情報を掲載しません。

(1) 申込内容に虚偽の記載があった場合

(2) 過去にこの要綱違反等により掲載の取り消しがあることが判明した場合

(3) その他管理者が不相当と判断した場合

(掲載情報の更新・削除)

第5条 情報掲載者は、掲載情報に変更のあった場合は、速やかに管理者に申し出るものとします。

2 更新、削除を行わなかったことにより情報掲載者が被害を被った場合であっても、管理者はその責任を負いません。

(本 WEB サイトの変更および中止)

第6条 管理者は情報掲載者に事前に通知することなく、本 WEB サイトの一部または全部を変更することがあります。

2 管理者は、特段の事情によりやむを得ず本 WEB サイトを中止することがあります。

(掲載の取り消し)

第7条 管理者は、情報掲載者が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当すると認めるときは、当該掲載者に対する事前の催告・通知なく掲載を取り消すことができるものとします。

(1) 掲載申込内容に虚偽の申告があった場合

(2) この要綱および諸規定に違反または遵守しない場合

(3) 掲載されている情報等の不正利用または改ざんを行った場合

(4) 掲載された事業所等が営業を行っていない場合

(5) その他管理者が掲載を不相当と判断した場合

(その他)

第8条 情報掲載者は、この要綱に違反しまたは情報を掲載することに関して、管理者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

2 情報掲載者は、この要綱に違反しまたは情報を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、情報掲載者において解決するものとし、管理者に損害を与えないものとします。

3 管理者は、本 WEB サイトの変更、中止、中断及び本 WEB サイトに情報を掲載することに関して、情報掲載者が被害を被った場合においても、いかなる責任も一切の損害賠償の義務も負わないものとします。

4 管理者は、情報掲載者の事前の承諾を得ることなく、この要綱を変更することがあり、情報掲載者は変更後の要綱の適用を受けます。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行します。